



平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会社名 前田道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 今枝良三
(コード番号 1883 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 藤井 薫
(TEL. 03-5487-0011)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 28 年 8 月 2 日に東京都等が発注する舗装工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会の立入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の命令を極めて厳粛に受け止め、役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 東京都発注工事について

1) 排除措置命令の概要

当社は、東京都が発注する特定二層式低騒音舗装工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2) 課徴金納付命令の概要

| | |
|------------|-------------------|
| 納付すべき課徴金の額 | 3547 万円 |
| 納付期限 | 平成 30 年 10 月 29 日 |

2. 東京港埠頭株式会社発注工事について

1) 排除措置命令の概要

当社は、東京港埠頭株式会社が発注する特定舗装工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2) 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 4477 万円
納付期限 平成 30 年 10 月 29 日

3. 成田国際空港株式会社発注工事について

1) 排除措置命令の概要

当社は、成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2) 課徴金納付命令は受けておりません。

4. 業績への影響

上記課徴金相当額につきましては、平成 29 年 3 月期において、独占禁止法関連損失引当金に計上しており、本件による業績への影響は軽微であります。

以 上